

国民年金保険料の

産前産後期間の免除制度が

4月から
始まります

「産前産後期間」として認められた期間は、保険料を納付したものととして老齢基礎年金の受給額に反映されます。

【免除期間】

出産予定日または出産日が属する月の前月から4か月間。
多胎妊娠の場合は、出産予定日または出産日が属する月の前月から6か月間

※出産とは妊娠85日(4か月)以上の出産をいい、死産、流産、早産、人工妊娠中絶を含みます。

【対象者】

「国民年金第1号被保険者」で、出産日が平成31年2月1日以降の人

【届出時期】

出産予定日の6か月前から届け出可能です。

※届け出ができるのは、平成31年4月からです。

【届出に必要なもの】

出産前に届け出る場合：母子健康手帳

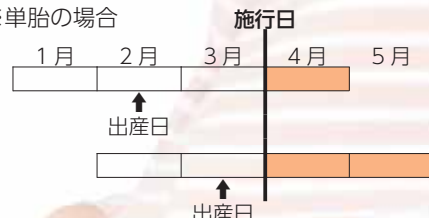
出産後に届け出る場合：

出産日は市区町村で確認できるため、原則として不要です。
ただし、被保険者と子が別世帯の場合は、出生証明書など出産日および親子関係を明らかにする書類が必要です。

【具体例】

平成31年2月出産の場合は同年4月のみが対象となり、同年3月出産の場合は同年4月と5月が対象となります。

※単胎の場合



固住民保険課 保険年金係

☎ 286 - 3113

熊本東年金事務所

☎ 367 - 8144

3月は「自殺対策強化月間」です

平成28年4月1日に施行された「自殺対策基本法の一部を改正する法律」(平成28年法律第11号)では、自殺対策強化月間を3月としています。

自殺に至るまでには、複数の要因が存在し、それら

の問題が最も深刻化したときに起きるとされています。

悩みを抱えた人がいたら、周囲の誰もが気づき、必要な機関へつなぐことができるように支援をしていくことが必要です。

こんな人が身近にいたら、かきくけこ

眠れない

不安が強い

悲しさ・寂しさが強い

ストレスが大きい

やる気が出ない

食欲がない

閉じこもり

孤独感が強い

これから先、自信がない

か…確認：気づいたら声をかけてみる

き…共感：気持ちに共感する

く…繰り返す：言葉を繰り返し受け留める

け…傾聴：心を傾けて聴く

こ…肯定：決して否定をしない

町保健福祉センターでは、「女性のこころとからだなんでも相談」(毎月2回、託児あり)、「専門医によるこころの相談」(毎月1回)を行っています。お気軽にご相談ください。相談は予約(☎234-6123)が必要です。